ひとりで決めることが心配な人の その人らしい生き方と安心を支える
成年後見制度
せいねんこうけんせいど

参考資料3

市民後見人養成研修の実施について

1　市民後見人とは

　市民後見人とは、親族や専門職以外の市民による成年後見人であり、地方公共団体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要知識を得た一般市民が後見業務を行うものである。単なる後見人の担い手確保という点だけでなく、同じ地域に暮らす住人として、本人と同じ目線で考え、寄り添うことができる存在として期待されている。

２　市民後見人養成研修の概要

・実施主体：宮城県が事業委託

・実施方法：講義動画（オンデマンド配信）及びグループワーク（オンライン）

・受講対象者：宮城県在住で、市民後見人や権利擁護に関心がある方

・カリキュラム：「市民後見人養成テキスト」に準拠し、約５０時間で実施

３　研修修了者の活躍支援

研修修了者に対しては、フォローアップ研修の実施や成年後見以外の活躍機会の提供、成年後見受任後の支援など継続的な関わりが必要となる。

県では、宮城県成年後見制度利用促進協議会での議論を踏まえて、専門職の協力を得ながら市町村と協働して取り組んでいく。